

ケアラー居場所づくり支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県高齢者等在宅福祉事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条に基づき、要綱第2条第1項第4号に定める事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県内に新たにケアラーズカフェ又は学習支援の場を設置、運営すること（以下「居場所づくり活動」という。）により、ケアラーにとって家庭、学校や仕事以外の「三つ目の居場所」としての役割を担う場所の設置を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) ケアラーズカフェ ケアラー同士の交流・息抜き・情報収集等のための居場所・たまり場運営の活動で神奈川県内に設置、運営されるもの
- (2) 学習支援の場 学業に不安を抱えるヤングケアラー等の居場所となる地域の子どもの対象とした学習支援活動で神奈川県内に設置、運営されるもの

(補助の対象者)

第4条 補助の対象とする者は、要綱第2条第1項第4号に定めるとおりとする。ただし、地方公共団体の委託を受けて当該活動を実施する団体は対象外とする。

(補助の対象事業)

第5条 補助の対象とする事業は、要綱別表に定めるとおりとする。

- 2 補助は、ケアラーズカフェ事業と学習支援の場事業のうち、1つの活動拠点につき、いずれか1つの事業しか受けることができない。
- 3 要綱別表第4欄の細目は、別表のとおりとする。
- 4 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県、市町村の負担又は補助を受けてはならない。

(申請書の提出期日等)

第6条 要綱第4条の規定による交付申請書には、次の書類を合わせて添付するものとする。

- (1) 事業計画書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 団体調書（第3号様式）
- (4) 誓約書（第4号様式）

(補助の要件)

第7条 補助する団体は、次のすべての要件を備えたものとする。

- (1) 交付決定を受けた年度中に、神奈川県内のケアラーが参加することを主な目的とした居場所づくり活動を神奈川県内で実施できること。
- (2) ケアラー・ヤングケアラーの支援に取り組む団体で、前条第2項に定める資料を提出でき、安定して居場所づくり活動を継続できること。
- (3) ケアラーの支援先として、県が団体情報をホームページ等で公表することに了承するとともに、必要に応じて活動実績等の情報提供に協力すること。
- (4) 営利法人でなく、営利を目的とした事業計画でないこと。
- (5) 過去2年以内に違法な活動歴がないこと。
- (6) 団体が政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。
- (7) 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。

(暴力団排除)

第8条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報や神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金等の交付の決定)

第9条 知事は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、当該交付申請書の内容に単なる技術的不備等の事項があるときは、必要に応じてこれらの事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をする。

3 知事は、必要に応じて条件を付して交付決定をすることができる。

(状況報告)

第10条 知事は、事業実施状況報告書（第5号様式）により、必要に応じて補助事業者から事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第11条 要綱第8条の規定による実績報告書には、次の書類を合わせて添付するものとする。

- (1) 事業実績書（第6号様式）
- (2) 収支実績書（第7号様式）

(補助金等の額の確定)

第12条 知事は、要綱第8条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。ただし、第9条の規定により決定した補助金の額を増額することはできないものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、支払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 知事は、第12条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(届出事項)

第15条 補助事業者は、交付申請から補助金額の確定までの間に、次の各号のいずれかに該当することが生じた場合は、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

附 則

この要領は、令和4年10月14日から施行する。

別表

対象経費	対象経費の細目	
趣旨 ケアラー居場所づくり支援事業の立ち上げに必要な初期費用	次に示す内容を行うために必要な初期費用とする。 1 新たに活動拠点を設置するもの。 2 居場所づくり活動とは別の活動を行っていた拠点において、新たに居場所づくり活動を開始するもの。 3 すでに居場所づくり活動のうちいずれか1つの事業を行っている拠点において、もう1つの事業の運営を開始するもの。 4 すでに居場所づくり活動を行っている拠点において、新たに活動規模等を拡充するもの。	
区分	需用費	複写代、印刷製本費、消耗品代、改修費
	役務費	清掃料、運搬料
	備品購入費	物品購入代（導入・設置に係る費用を含む。）
	委託料	委託料
	手数料	礼金、その他手数料
	共通事項	継続的に発生する費用は除く。 第3条に規定するケアラーズカフェ及び学習支援の場の活動趣旨に沿ったものに限る。